**会員 規約**

**名称及び所在地**

第1条

本スタジオの名称・所在地は本文末尾に明記します。（以下「本スタジオ」といいます）

**目　的**

第2条

本スタジオは、心身のリフレッシュ・自分磨きを図るとともに品位あるスタジオライフをエンジョイすることを目的とします。

**入会資格**

第3条

1. 本スタジオに入会できる方は、当スタジオの目的を理解し、かつ会員規約に同意した方。
2. 心身ともに健康で、医師等により運動を禁じられていない方。
3. 営業活動や勧誘等の目的ではない方。
4. 刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、メンバーの円滑なスタジオライフに支障を来す可能性がある方、その他本スタジオが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

**入会手続**

第４条

1. 本スタジオに入会する方は所定の入会手続きを行い、本スタジオの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。
2. 持病をお持ちの方は事前申告し、申告せずに入会した場合の責任は一切取れません。必要により医師の健康証明書を提出していただくことがあります。
3. 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第1４条に定める本スタジオの免責につき同意するものとします。

**入会金・年度活動費**

第5条

メンバーは、本スタジオの定める入会金・年度活動費を、所定の方法で本スタジオに支払わなければなりません。なお、入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、入会時にお支払いいただきます。年度活動費は年に一度お支払いいただきます。入会金・年度活動費、共にいかなる場合でも一旦納入した入会金は返還できかねます。

**資格停止及び除名**

第6条

本スタジオは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本スタジオの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
2. 本スタジオの施設を故意に毀損したとき。
3. **医師から運動等、禁じられていることが判明したとき。**
4. 妊娠されていることが判明したとき。
5. **入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。**
6. **メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき**。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. **本スタジオの合理的な指示・指導に従わないとき。**
9. その他本スタジオが、社会通念に照らし、本スタジオメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

**チケット購入**

第7条

メンバーは、本スタジオの定めるチケット料金を所定の方法で支払わなければなりません。チケット等の金額、支払期限及び支払方法等は本スタジオが定めるものとします。
**チケット購入しなければ、スタジオレッスンに参加する事が出来ません。購入後利用出来る事となります。**

**休　会**

第8条

①メンバーは、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本スタジオに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本スタジオの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

②一回の届出による休会期間は1ヶ月から3ヶ月間までとし、休会費は本スタジオの定める金額とします。休会期間の延長を希望する場合は、休会最終月の10日までに延長申請を申し出し、最長６ヶ月までとします。

**メンバー種類の変更**

第9条

メンバーは、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本スタジオに所定の変更届を提出することにより、翌月からメンバー種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌々月扱いになります。

**退　会**

第10条

メンバーは、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本スタジオに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本スタジオが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

**休　業**

第11条

本スタジオは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、指導員の研修、その他本スタジオの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく施設を休業することができるものとします。

**施設の廃止・利用制限等**

第12条

1. 本スタジオは、次の事由により本スタジオを閉鎖または臨時休業することができます。
一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スタジオの業務遂行に支障があるとき。
二 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

**メンバーの利用前後及び事故**

第13条

1. メンバーの体調管理は自己判断とし、体調不良の場合、レッスンへの参加を見合わせていただきます。
2. **本スタジオは、ご自宅からスタジオまでの区間スタジオからご自宅までの区間での事故の責任を負いかねません。**
3. **駐車場での事故の責任は一切負いかねませんのでご了承ください。**
4. **スタジオレッスン内でのケガ・急病・事故の責任を一切負いかねませんので予めご了承ください。**
5. **オンラインレッスンでの怪我や事故・急病の責任を負いかねません。**
6. 入会時に、持病や、過去の怪我、手術等の病歴を申告せずに

入会手続きを行い、当スタジオレッスン中、レッスン後（数日含む）怪我や発病された場合も、本スタジオでの責任は一切負いかねますので予めご了承ください。

**責任事項**

第14条

本スタジオにある備品・レンタル用品を故意に破損させた場合、責任を負うものとします。

**変更事項**

第15条

メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

**諸費用の改定**

第16条

本スタジオは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本スタジオは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

**細　則**

第17条

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本スタジオが定めるものとします。

**改　定**

第18条

本規約の改定及び変更は本スタジオにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本スタジオが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

**附　則**

第19条

本規約は2017年3月10日より施行します。

**名称及び所在地**

名　称：natural breathing studio
住　所：埼玉県上尾市上町2丁目５　２Ｆ
電　話：048-877-6019

以上内容確認の上　ご承知頂けましたら下記にフルネームで

承諾サインをお願い致します。

　　年　　月　　日

お名前